

食料供給困難事態対策法の概要について

令和 7 年 2 月
農林水産省

食料供給困難事態対策法とは

- 近年、世界的に食料の生産・供給が不安定化する中、**不測の要因により我が国の食料供給が大幅に不足するリスクが増大。**
- 食料が不足した場合には、国民生活や国民経済に大きな影響が生じることから、こうした事態を未然に防止し、又は早期の解消を図るため、**食料供給が不足する兆候の段階から、政府一体となって供給確保対策を講ずる法律「食料供給困難事態対策法」が、第213回国会にて成立し、令和6年6月に公布。（令和7年4月1日に施行予定）**

世界の食料安全保障に関するリスクの高まり

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで
・ **単収の増加**
・ **収穫面積の増加**（森林の開発等）
により対応してきたが、さらなる増加には限界

その一方

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、被害の激甚化

干ばつ、高温等による
世界同時不作等

家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等による生産、輸入への影響

新たな感染症の発生リスクの高まり

感染症による国内外の物流・サプライチェーンへの影響

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や肥料貿易の制限・規制等

穀物等の畜産需要や非食用需要の増加

新興国・途上国の畜産需要や、バイオ燃料需要の増加

輸入競争の激化

需給ひっ迫時の
買い負けリスク

これまでの体制・既存制度上の課題

政府の体制

不測時には、政府全体での取組が必要である一方、**政府の意思決定や指揮命令を行う体制やその整備に関する仕組みは存在しなかった**

【不測時に必要な対策（例）】

消費者への情報提供

消費者の不安解消に向けた情報提供等

【消費者庁】

輸入の確保

外交対応、通関手続きの迅速化と安全性確保の両立、関税の軽減・減免等

【外務省、財務省、厚生労働省】

物流の確保

食料や生産資材の運送円滑化、保管施設の確保等

【国土交通省】

既存法制度

不測時の対応に関し、既存法制度には**対象物品や対象場面が限定的、措置の内容が十分ではない**
といった課題があった

（国民生活安定緊急措置法）

一般物価が高騰する場合しか対応を行うことができない
出荷に関して業種間の配分の調整などを行うことができない

（買占め等防止法）

買占め又は売惜しみが行われるなど問題が明らかとなった場合しか対応を行うことができない

（食糧法）

米のみ

食料供給困難事態対策法の全体概要と主なポイント

ポイント2：深刻度に応じて事態を区分

ポイント1：兆候の段階から政府対策本部を立上げ、政府一体となって対応する体制を構築

ポイント3：対象となる食料と資材を政令指定

事態の段階

政府の体制

主な措置

平時

ポイント4：平時・不測時の対策の基本的な考え方を基本方針として策定

- ✓ 食料の需給状況、価格動向、民間在庫などの情報収集・分析

異常気象や動植物疾病の発生など
特定食料の供給が大幅に不足する
兆候の段階

食料供給困難兆候

【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全ての国務大臣により構成
- ・ 事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う対策（実施方針）を決定

- ✓ 事業者に対して特定食料・特定資材について、
 - ・ 出荷販売の調整
 - ・ 輸入の促進
 - ・ 生産の促進など供給確保の取組を要請

※より深刻な事態でも「要請」が基本

特定食料の供給が大幅に不足し、
国民生活等に実体上の支障が生じた段階

食料供給困難事態

<本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 事業者に対して特定食料・特定資材について、
 - ・ 出荷販売の調整
 - ・ 輸入の促進
 - ・ 生産の促進など供給確保の計画の作成・届出を指示

※計画の記載事項は
省令で規定

↓ 必要な供給量が確保できない場合

- ✓ 事業者に対して供給確保の計画の変更を指示

国民が最低限度必要な食料供給が
確保されないおそれのある段階

<本部による公示（事態の宣言）>

- ・ 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- ✓ 生産者に熱量等を重視した生産（生産転換）の要請、計画作成・届出の指示

- ✓ 割当て・配給の実施
（国民生活安定緊急措置法に基づく措置）

（目安となる基準：（想定）

1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である
1,850kcalを下回る（おそれ）

ポイント5：事業者への要請など供給確保のための措置

ポイント6：対策の実効性を担保するための措置（財政措置等）

ポイント 1 : 兆候の段階から政府対策本部を立上げ、政府一体となって対応する体制を構築

食料供給困難事態対策本部（法第5条～法第14条）

（１）食料供給困難事態対策本部の設置（第5条～第14条）

- ・ 食料供給困難兆候が発生した旨の農林水産大臣による内閣総理大臣への報告を踏まえ、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員とする本部を設置。

（２）食料供給困難事態対策の実施に関する方針（実施方針）の策定（第9条）

- ・ 供給確保を図るべき特定食料及び特定資材について、本部が供給目標数量や供給確保のための対策等を盛り込んだ実施方針を策定し、当該方針に基づき関係省庁が連携して対応。

関係省庁の施策の例

消費者への情報提供・働きかけ

- 消費者の不安感の解消に向けた需給や価格、対策等についての正確で分かりやすい情報提供 等

輸入の促進

- 輸入先の多角化等の対応を講じる上での外交対応
- 通関手続の迅速化と安全性確保との両立
- 関税の減免 等

円滑な物流確保

- 食料や生産資材の国内運送の円滑化、保管施設の確保、輸入における船舶・港湾設備の確保等に係る事業者への協力要請 等

生産のための燃料の確保

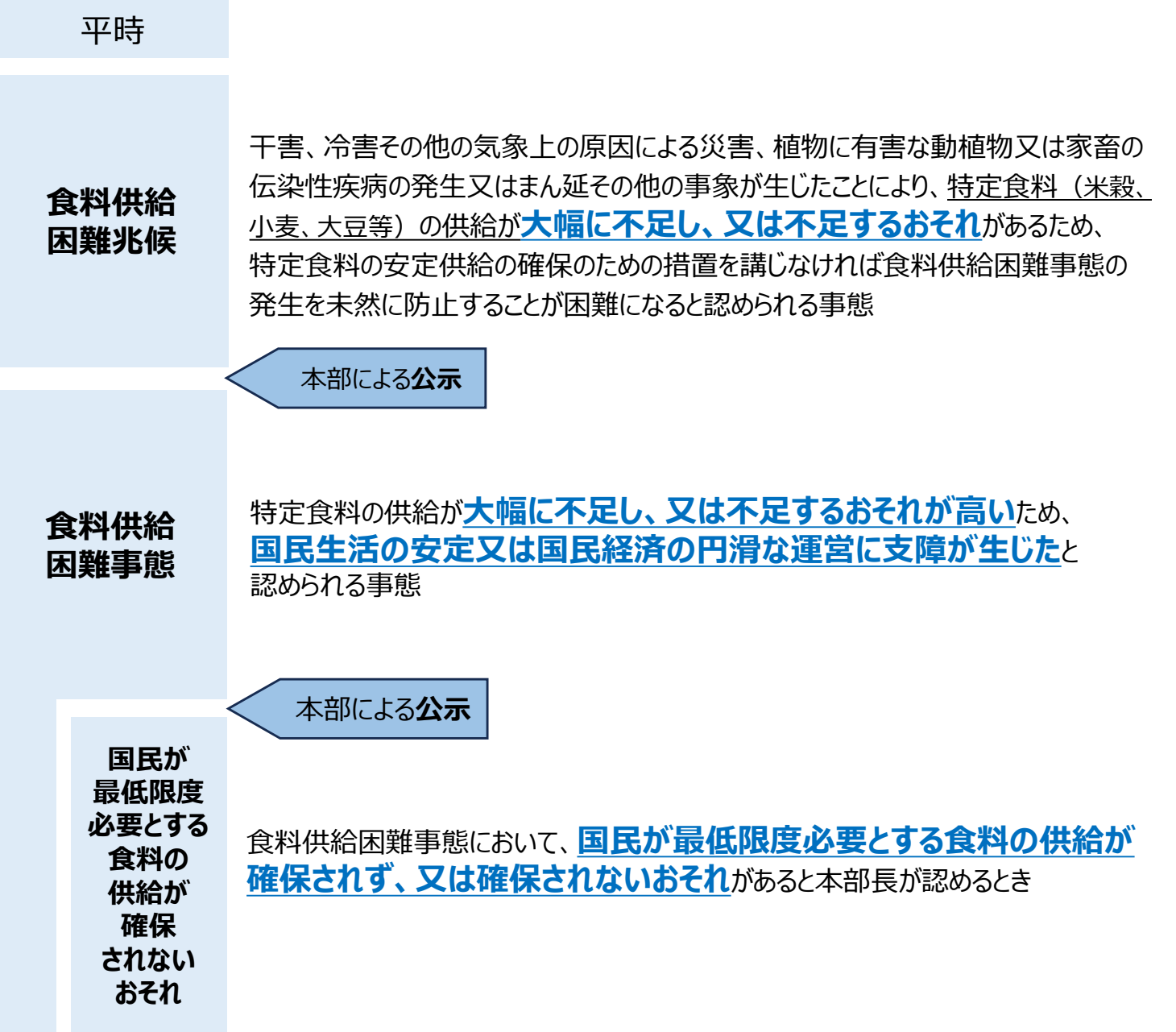
- 石油等のエネルギーを石油需給適正化法などにより確保 等

（３）食料供給困難事態の発生への公示（第12条）

- ・ 本部長は、
 - ① 食料供給困難事態が発生したとき（第1項）
 - ② 国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあるとき（第3項）は公示をし、その旨を国会に報告する。

ポイント2：深刻度に応じて事態を区分

事態の段階（法第2条、第12条）



<目安となる基準（想定）>

- ▶ 平年と比べて 全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれ
- ▶ 平年と比べて 全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、食品価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等が発生
- ※ 2割以上の減少に至らない場合であっても、備蓄や在庫の有無やその量、国民生活や国民経済への影響等を総合的に考慮し判断する
- ▶ 国民1人1日当たりの供給熱量が摂取熱量を下回り、又はそのおそれがある場合であって、同供給熱量が1,850kcal/人・日を下回り、又はそのおそれがある場合
- ※ 2023年の摂取熱量：1,877kcal
※ 2022年の供給熱量：2,252kcal

ポイント3：対象となる食料と資材を政令指定

特定食料と特定資材（法第2条）

特定食料

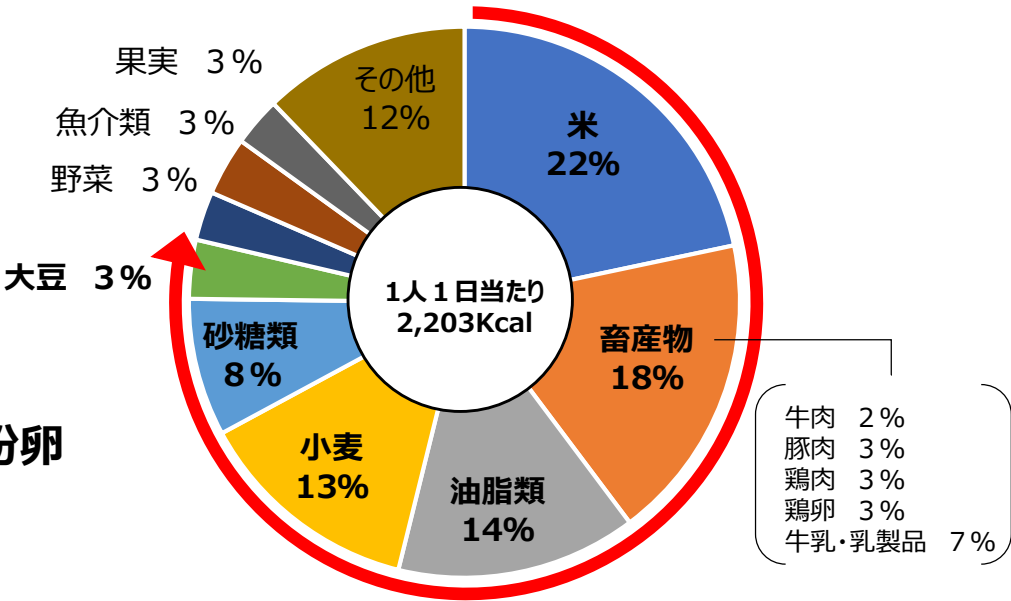
国民の食生活、又は国民経済において重要な農林水産物及びその加工品で政令に定めるもの（法第2条第1項）

（農林水産物）
米穀、小麦、大豆（食用含む）、
なたね・油やしの実、てん菜・さとうきび、
生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵

（加工品）
小麦粉、植物油脂、砂糖、飲用牛乳・乳製品、液卵・粉卵

※ 植物油脂については、大豆、なたね、油やしの実を原材料とするものに限る。
砂糖については、てん菜、さとうきびを原材料とするものに限る。
とすることを想定

供給熱量の品目別内訳（2023年度）



出典：令和5年度食料需給表（概算値）

これらで供給熱量の8割を占める

特定資材

特定食料の生産に必要不可欠なもので政令に定めるもの（法第2条第2項）

肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品
とすることを想定

ポイント4：平時・不測時の対策の基本的な考え方を基本方針として策定

基本方針（法第3条）

食料供給困難事態**対策の実施に関する基本的な方針**として、今後、法の施行にあわせて策定（閣議決定）する予定

基本方針（案）の構成

- I 食料供給困難事態**対策の実施に関する基本的な方向**
- II 食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準
- III 食料供給困難事態**対策を実施するための体制**
- IV 各段階における対策
 - 1 平時の対策
 - 2 食料供給困難兆候発生時の対策
 - 3 食料供給困難事態発生時の対策
 - 4 “ ” のうち国民が最低限度必要とする食料供給が確保されない場合の対策
- V その他

今後のスケジュール（想定）

令和7年 2～3月 パブリックコメント

4月 閣議決定（法の施行日（4/1）にあわせる想定）

食料供給困難事態対策法の基本方針（案）のポイント

I 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向

- 事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講じる。
- 本法に基づく対策は、事業者の自主的な経済活動に委ねては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当であることを踏まえ、事業者への要請を基本とし、要請してもなお事態の解消が困難な場合に限り、事業者に対し、計画の作成・届出の指示を行う。
- 対策については、政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施する。

II 食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準

- 食料供給困難兆候：
食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象の発生又はその影響の予測により、単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれがあるため、対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止することが困難と見込まれる場合
- 食料供給困難事態：
単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、食品価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等が生じ、国民生活・国民経済に支障が生じたと認められる場合
- 食料供給困難事態のうち国民が最低限度必要とする食料供給が確保されない場合：
国民1人1日当たりの供給熱量が摂取熱量を下回り、又はそのおそれがある場合であって、同供給熱量が1,850kcal/人・日を下回り、又はそのおそれがある場合

III 食料供給困難事態対策を実施するための体制

- 食料供給困難兆候が発生し、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認められるときは、総理を本部長とし、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長とする政府対策本部（食料供給困難事態対策本部）を設置する。
(そのための手続きや、国会報告等について規定)
- 内閣官房副長官補を長とする政府対策本部事務局を内閣官房に設置する。

Ⅳ 各段階における対策

平時の対策

- 農業生産基盤や食料等のサプライチェーンの維持・強化に加え、国内外の食料需給等に関する情報収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保、食料供給困難兆候時に行う出荷販売の調整等の要請等の対象者の把握、事態を想定した演習を実施するほか、不測時にパニックに陥ることなく適切な消費行動をとるなど国民各層における理解の醸成を図る。
- このうち備蓄については、
 - ・ 事態発生初期の効果的手段である一方、一時的な措置であり、財政負担を考慮する必要があることも踏まえ、
 - ・ 品目毎のリスクや海上輸送に要する期間等を考慮した上で国内に存在する民間在庫も含めた官民合わせた備蓄をトータルで捉える総合的な備蓄を推進することとし、
 - ・ 民間在庫の所在等に関する情報については、法第4条の規定に基づく調査を行い把握する。

食料供給困難兆候発生時の対策

- 法第4条に基づく報告徴収を強化しつつ、必要に応じ、これに応じない事業者や、買占めを行っているとの疑義情報のある事業者などについては、法第21条に基づく立入検査を行うなどにより、情報収集を強化する。
- 必要に応じて、供給確保のために最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模以上の者に対し出荷販売や輸入に関する要請を行う。また、連続した不作や輸出規制などにより、供給不足の終期が見込み難く、出荷販売の調整や輸入の促進では事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手などに生産の要請を行う。
(なお、要請は自主的な取組を促すものであり、できる範囲の取組で構わない。)
- 消費者による買占めや買い急ぎ等を抑制する観点から、消費者への情報提供や働き掛けを行う。

Ⅳ 各段階における対策（前頁からの続き）

食料供給困難事態発生時の対策

- 要請をしてもなお事態の解消が困難と見込まれる場合は、必要に応じて、
 - ・ 供給確保のために最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模以上の者に対し、出荷販売や輸入に関する**計画の作成・届出の指示**を行い、
 - ・ 出荷販売の調整や輸入の促進で事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手などに生産に関する**計画の作成・届出の指示**を行う。なお、計画は事業者にとってできる範囲のものでよく、生産計画は必ず増産する内容とする必要はない。
- 計画の変更指示は供給量が不十分な場合に、事業者の規模など実現可能性を考慮して行う。
（さらに、生産計画の場合、二毛作などにより生産量を拡大できる者などに限定する。）

食料供給困難事態のうち国民が最低限必要とする食料供給が確保されない場合の対策

- **熱量等を重視した生産を推進する（生産転換）**、その際、比較的容易に食料生産が可能な土地から優先的に活用することや、畜産物については状況に応じて計画的な食肉処理を検討する。
- 価格の安定を図るため、国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定や、物価統制令に基づく価格統制など、価格の規制・統制を行う。
- 食料を国民に公平に分配するため、国民生活安定緊急措置法や食糧法に基づく**割当て・配給**を行う。

V その他

- 特定食料・特定資材の指定の考え方、事態発生時の地方自治体等への協力の要請、財政上の措置などについて記載する。

ポイント5：事業者への要請など供給確保のための措置

出荷・販売の調整 (法第15条)

- ・ 実施方針に基づき、
 - ①民間在庫の適正な市場への供給
 - ②供給の見通しが立たなくなり、又は需要が急騰した際等における、出荷・販売量の調整
 - ③仕向け先や用途に著しい偏りがある場合等における、事業者の出荷・販売先の調整
 - ④輸出仕向けを国内向けに変更等の調整を行う

輸入の促進 (法第16条)

- ・ 実施方針に基づき、供給すべき量の確保に向け、既存の取引先からの追加購入、新規取引先の開拓等により輸入の促進を行う

生産・製造の促進 (法第17条・法第18条)

- ・ 出荷・販売の調整や輸入の促進を図っても事態が解消できない場合、実施方針に基づき、供給目標数量の確保に向け、生産・製造の促進を行う

その他の食料供給困難事態対策 (法第20条)

- ・ 食料供給困難事態対策本部の下で、既存の法律により措置されている供給確保対策を政府一体となって講ずる

食料供給
困難兆候

食料供給
困難事態

国民が
最低限度
必要とする
食料の
供給が
確保
されない
おそれ

出荷・販売の調整を**要請**

本部による**公示**

要請で不十分なときは、
**出荷販売計画を作成し、
届け出ることを指示**

↓ 供給量が不十分な場合

出荷販売計画の**変更の指示**

本部による**公示**

<課題>
国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されない状況では、
熱量を重視した食料生産を行い、限られた食料を国民に公平に分配
する必要

輸入の促進を**要請**

要請で不十分なときは、
**輸入計画を作成し、
届け出ることを指示**

↓ 供給量が不十分な場合

輸入計画の**変更の指示**

生産・製造の促進を**要請**

要請で不十分なときは、
**生産・製造計画を作成し、
届け出ることを指示**

↓ 供給量が不十分な場合

生産・製造計画の**変更の指示**

熱量等を重視した生産
(生産転換)の
要請・計画作成の指示

- ・ 関税の引下げによる輸入の円滑化
(関税定率法)
- ・ 石油の確保
(石油需給適正化法)
- ・ 標準価格の設定等の価格対策
(国民生活安定緊急措置法)
- ・ 買占め・売惜しみ等の防止
(買占め等防止法)
- ・ 価格統制の実施
(物価統制令)
- ・ 割当て・配給の実施
(国民生活安定緊急措置法、
食糧法)

供給確保のための措置のうち「生産の促進」について（その１）

1 生産の促進（法第17条）

- 食料の供給不足が、仮に１年以内など短期で解消することが見込まれる場合には、主たる供給確保は、「出荷販売の調整」や「輸入の促進」となるが、**供給不足が長期化する場合**には、**国内での生産を促進する必要**が出てくる
- こうした場合に**国（主務大臣）が生産者に対して、「生産の促進」の要請や、生産計画の作成・届出の指示などができる旨を規定**

2 要請や生産計画の作成・届出指示の対象者について

【法律で規定する対象者】（法第17条第１項）

農林水産物生産業者

・・・ 生産を促進すべき品目を事業として**現に生産している者**

農林水産物生産可能業者

・・・ 生産を促進すべき品目を**現に生産していないが、生産可能と見込まれる者**
（省令で定める要件に該当する者）

他の品目を事業として生産している者であって、気象条件、地理的条件その他の自然的条件を考慮して、現に利用できる土地、施設、設備、機械、技術その他の経営資源を活用することによって措置対象特定食料等を生産できると認められるもの とすることを想定

【実際の対象者】

- ・ 上記の『農林水産物生産業者』、『農林水産物生産可能業者』のうち、実際の状況を踏まえた上で、対象者の範囲は事態に応じて政府対策本部で策定する実施方針に位置づけることとなる
- ・ 基本的に、**供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手など**、効率的・効果的に要請等を行う観点から**対象者を限定すること**を想定

※ 例えば、自家消費を目的として小規模に農林水産物の生産（家庭菜園など）を行っているが事業として生産していない者は要請等の対象者とはならない

コメを生産するための土地や機械など経営資源を有していない花農家や畜産農家に対して、コメの生産に関する要請等を行うことはない

供給確保のための措置のうち「生産の促進」について（その2）

3 具体的な内容

	内容	備考
食料供給 困難兆候	国内で増産する必要がある場合には、 生産の促進を要請することができる	・「要請」は自主的な取組を促すものであり、強制ではない
食料供給 困難事態	本部による公示	
	要請で不十分な場合には、要請を受けた者に 生産計画を作成し、届け出ることを指示 することができる	・計画は、国として国内生産で確保できる供給量を正確に把握し、 対策を検討する上で必要不可欠なもの ・必ず増産する計画である必要はなく、実施可能なものでよい ・計画は食料供給困難事態に至り、指示があった場合にのみ 作成・届出するものであり、毎年作成・届出する必要はない ・計画には生産の①実績、②予定、③予定どおり生産する上で 支障があればその内容 等を記載いただくことを想定 【コメの場合の記載事項（例）】 ①作付面積・生産量の実績、②作付面積・生産量の予定、上限 ③増産分の苗の確保ができるか未確定
	↓ 事態の解消が困難 （供給量が不十分）な場合	・さらに、計画変更を指示する対象者は、他の農作物の生産への 影響をできるだけ避ける観点から、省令で定める者に限定 【コメの場合の対象者（例）】 以下のいずれかに該当する者 ・二毛作や二期作が可能な者 ・多収品種の栽培経験があり、苗の確保が可能な者 ・耕作可能な休耕地の利用が可能な者 ※例えば、コメを増産するために果樹農家に果樹を伐根してコメを生産するよう 計画変更指示するようなことはない

ポイント6：対策の実効性を担保するための措置（財政上の措置、罰則）

供給確保のための措置を講ずる場合、
要請等を受けた事業者が当該要請等に応じる環境を整備する必要



事業者が積極的に要請等に応じるためのインセンティブとしての

①財政上の措置等

+

要請や指示の前提となる情報を確実に把握し、確実な履行を担保するための

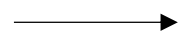
②罰則等の措置

を規定

実効性を担保するための措置：①財政上の措置等

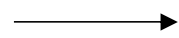
財政上の措置等の必要性

輸入業者



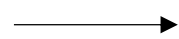
輸入促進に当たって、より高い値段で調達する必要

出荷・販売業者



より多くの在庫を保持するに当たって、より高い倉庫代を負担する必要

生産業者



生産促進に当たって、農地の整備や、より高い資材費を支払う必要

また、これらの供給確保対策を講じた後で値崩れが発生するリスクへの対応



財政上の措置その他の措置（法第19条）

【要請】

国は、要請に応じて生産等を行う事業者に対し、要請に応じて**生産等が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずる**ものとする。

【計画の変更指示】

国は、計画変更指示に従って変更した計画に沿って生産等を行う事業者に対し、**事業者の経営に及ぼす影響を回避するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずる**ものとする。



具体的には、対象品目、需給の状況など個々の事態に応じて支援内容を検討

実効性を担保するための措置：②罰則

要請等の措置の前提として
事業者の業務状況（例えば、在庫の状況、生産・輸入の見通し）等を
的確に把握する必要

把握できない場合

措置の対象となり得る**事業者の特定が困難**

- ➡要請等を行う上で必要な限度で立入検査等が必要
- ➡立入検査・報告徴収を規定（第21条）

食料供給困難事態における
計画の作成・届出の指示

届出がなされない場合

措置の検討などに必要な**供給量が適切に把握できない**

- ➡供給量把握のための担保措置が必要

罰則（法第23条・法第24条）

立入検査等を
拒むなどした場合



20万円以下
の過料※

※ 立入検査は食料供給困難兆候の段階から実施し得るため、比較的軽い罰則である過料としている。過料は刑事訴訟法の適用を受けず、過料に処されたとしても前科とはならない。

指示に違反して計画※を
届け出なかった場合



20万円以下
の罰金

※ 上記の措置については、生産者による生産計画のほか、出荷販売業者による出荷販売計画、輸入業者による輸入計画、製造業者による製造計画に関しても同様。

【重要】

事業者のできる範囲での計画を届け出れば罰則の対象にならない
（『増産』の計画の届出を義務付けるものではない）

実効性を担保するための措置：③公表措置

届出された計画の履行や計画の変更指示には**実効性を持たせる必要**

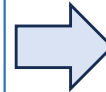
一方で、

計画通りに取り組まなかったことに対する罰則を設けると、抑制的な計画が作成されるおそれ

➡実効性を確保するための担保措置が必要ではあるが、抑制的である必要

公表（法第15条第4項等）

- 正当な理由※なく、届け出た計画に沿った生産を行わなかった場合
- 正当な理由※なく、計画変更の指示に従わなかった場合



公表

※ 正当な理由とは、一律な基準を設けることは困難であるものの、
・ 事業者が健康上の理由で事業を継続できない場合や自然災害により生産が行えない場合
・ 労働力や必要な資材が確保できなかったため計画どおりの生産が行えなかった場合
等の**事業者の責めに帰することができない事情がある場合**に該当

【重要】

計画に基づく生産等が行えなくても罰則の対象にはなるわけではない

参考：実効性を担保するための措置 ～他法令との比較～

	国民生活安定緊急措置法 (昭和48年法律第121号)	石油需給適正化法 (昭和48年法律第122号)	感染症法 (平成10年法律第114号) 令和4年度の臨時国会において、感 染症対策物資等に係る増産の仕組み が新たに追加	食料供給困難事態対策法 (令和6年法律第61号)
対象物資	生活関連物資等 (食料を含む) ※ 一般物価水準の高騰（おそ れ）が発動要件のため、食料品 のみの価格が高騰している事態で は必ずしも発動できないという課題 あり。	石油	感染症対策物資等(医薬品、 医療用マスク、注射器等)	米穀・小麦・大豆等の国民の 食生活・国民経済上重要な食料 及びその生産に必要な資材
対象者	生活関連物資等の生産業者	石油の精製業者、輸入業者、販 売業者	感染症対策物資等の生産業者、 輸入業者	措置対象特定食料等の 出荷・販売業者、輸入業者、 生産業者、製造業者
措置	生産計画の ①作成・届出 ②変更指示 ③計画に沿った取組義務	生産計画、輸入計画、販売計画の ①作成・届出 ②変更指示 ③計画に沿った取組義務	生産計画、輸入計画の ①作成・届出 ②変更指示 ③計画に沿った取組義務	出荷・販売計画、輸入計画、生産・ 製造計画の ①作成・届出 ②変更指示 ③計画に沿った取組義務
罰則	計画の作成・届出をしないとき → 20万円以下の罰金			
公表 (罰則なし)	計画に沿った取組をしないとき（正当な理由ない場合） 計画の変更指示に従わないとき（正当な理由ない場合）			

参考：食料供給困難事態対策法における罰則規定に関する質問と回答①

Q 1 国が生産者に増産を強制し、従わなければ罰金を科す法律なのですか？

A 違います。

この法律では、

- まず、**食料供給が大幅に減少する兆候の段階**から、国は供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の食料供給に携わる事業者（出荷販売業者、輸入業者、生産者等）の方々に、**供給確保の要請**を行うこととしています。この要請は**自主的な取組を促すもの**であり、できる範囲のもので構いません。
- この**要請を行ってもなお、食料供給が大幅に減少し、国民生活等に支障が生じる事態に至った場合に限り**、国は、供給確保のために、必要に応じ、最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模以上の者に対し、出荷販売や輸入に関する計画の作成・届出の指示を行い、出荷販売や輸入の促進で事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手の方々に生産に関する**計画の作成・届出の指示を行う**こととしています。
- この計画については、**国として供給量を把握するために行うもの**であり、計画は事業者にとってできる範囲のものでよく、**必ずしも増産する内容のものでなくて構いません**。

このように、本法に基づく措置は、**要請を基本**とし、計画の作成・届出の指示を行う際も、国として供給量を把握するために、**供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者に限定して指示**することを想定しています。

（生産計画についての詳細はQ 4 を参照）

また、上述の通り、届出いただく**計画の内容は必ずしも増産するものである必要はなく、事業者（生産者）の実現可能な内容で構いません**。また、仮に計画どおりに実施できなくても罰金の対象になりません。

→ P.9,11,12参照

Q 2 どういう場合に罰金が科されるのですか？それはなぜですか？

A 国からの**計画の作成・届出の指示**に対して、**届出を行わなかった場合に20万円以下の罰金**を規定しています。

計画は、**国として確保可能な供給量を正確に把握し、必要な対策を適切に検討・実施していく上で不可欠なものであるため**、国民生活等への支障を最小限に抑える観点から**確実に届出いただくために規定**しています。

→ P.15参照

参考：食料供給困難事態対策法における罰則規定に関する質問と回答②

Q 3 計画を届出しないで事業者（農家を含む）に罰金を科す法律なんて聞いたことがないですが、厳しすぎるのではないですか？

A 不測時に事業者の方々に**計画の作成・届出を指示し、届出しない場合に罰金を科す法律は他にもあり、他の類似の法律でも罰金の内容は一律20万円以下**となっています。

例えば**国民生活安定緊急措置法では、食料を含む生活関連物資等を対象に、事業者（食料の場合はその生産者）が計画の届出をしない場合に罰金が科されるもの**となっています。

→ P.17参照

Q 4 生産計画の作成・届出の指示は誰に行うのですか？

A 法律では、生産者に対する要請をしてもなお事態の解消が困難な場合に、**生産の促進を図る必要がある品目を現在生産している者のほか、現在は生産していないが生産できる見込みがある者に対して指示できること**となっており、このうち、**供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手などに限定して指示すること**を想定しています。

このため、例えばコメの生産を促進する場合に、そもそもコメの生産に必要な土地や機械、技術を持っていない花農家や畜産農家などに指示を行うことはありません。

→ P.11参照

例えば以下のような内容・情報は正しくありませんので、ご注意ください。

- | | |
|-----------------------|--|
| 「国が増産を指示」 | … 指示は『生産計画』の作成・届出であり、増産は強制しません。基本方針にも明記予定です。 |
| 「花農家にコメやイモなど無理やり作らせる」 | … 法律上、そもそもコメやイモを生産できない農家に要請や指示できない仕組みです。 |
| 「増産しなければ罰金が科される」 | … 罰金は計画を届出しない場合に限って科されるもので、増産の有無は関係しません。 |
| 「有事には支援せず命令だけを行う」 | … 要請等を行う場合、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる旨、法律上明記されています。 |
| 「食料の配給制度が平時から始まる」 | … この法律で新たに配給に関する制度が措置されたわけではありません。
特に深刻な事態に至った場合に限り、他の法制度の下で実施するものです。 |